

弁護士をもっと身近な存在に

Vol.28

## 静岡県弁護士会通信

発行 2024年度 春号



静岡県弁護士会  
Shizuoka Bar Association



〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80

TEL054-252-0008 FAX054-252-7522 ホームページ<https://www.s-bengoshikai.com/>



### 会長就任のご挨拶

この度、2024年（令和6年）4月1日付けで静岡県弁護士会の会長に就任しました梅田欣一（うめだ きんいち）と申します。現在56歳です。

1999年（平成11年）4月1日から当会沼津支部にて弁護士活動を開始して現在に至っておりますので、キャリアはちょうど25年となります。

伝統ある静岡県弁護士会の会長に就任したこと、責任の重さを感じております。

弁護士会活動の中で重要なものの一つとして、災害対策があります。

本年元日の午後4時過ぎ頃に発生した能登半島地震は、石川県を始め、富山県、新潟県及び福井県等の広範囲にわたって甚大な人的・物的被害をもたらしました。この地震によって亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。また、厳しい状況の中で懸命の救援活動に従事される方々に深甚なる敬意を表します。

静岡県内においても、ここ最近、台風や土石流等の自然災害によって被害がもたらされておりますが、東海地震や南海トラフ地震がいつ発生してもおかしくないと言われております。

平時における災害対策の重要性を再認識しつつ、そのような自然災害に備えるとともに、日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会及び日本司法支援センター（法テラス）を始めとした関係諸機関と緊密に連携して準備をしていきたいと思っております。

静岡県弁護士会の災害対策委員会の活動は全国に誇れる活動をしており、その活動を執行部として全力でサポートしていきたいと思います。

再審法改正の問題については、袴田事件の再審開始が認められたことなどを契機として、大いに注目されております。えん罪救済を阻む現行法を見直し、公正・迅速な救済を実現するために、証拠開示の制度化、検察官抗告の禁止など再審法改正が一刻も早く実現するよう、袴田事件の当地である静岡県弁護士会として、出来る限りのことをやっていきたいと思っております。

裁判員制度については、本年5月21日で15周年を迎えます。被告人の防御権の実質的保障や裁判員の主体的な参加にかなっているのか、検証していきたいと思います。

地域司法の問題として、静岡地方裁判所沼津支部での労働審判手続実現に向けての活動があります。

労働審判手続とは、解雇や給料の不払など、個々の労働者と事業主との間の労働関係のトラブルを、その実情

2024年度（令和6年度）

静岡県弁護士会会長 梅田欣一

に即し、迅速（3回以内の期日）、適正かつ実効的に解決するための手続です。

現在、静岡県内では、静岡地方裁判所本庁と浜松支部において、労働審判手続が実施されておりますが、沼津支部においては実施されておりません。



そのため、静岡県東部地域の住民や事業主が労働審判事件の申立てを行うためには、本庁のある静岡市までの移動を強いられることになり、結果として長期間の争いとなることが多い通常訴訟を静岡地方裁判所沼津支部に提起したり、訴訟外の争いに発展したり、あるいは申立てを諦めざるを得ないなどの事態が生じ得る状況となっております。

しかし、沼津支部は、本庁や浜松支部と対比しても、管内人口及び登録弁護士数ともにほぼ同様の規模であり、労働事件の発生数にも大差はない見られております。国民に対する司法サービスの提供は、地域間で差があつてはならず、国民の裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、地方裁判所の支部において取り扱うことのできる事件を拡大することが必要です。

このように、沼津支部においても、本庁や浜松支部と同様に、速やかに労働審判手続が実施される必要がありますので、そのための活動に注力して行きたいと存じます。

会長に就任するにあたり、特別な政策がある訳ではありません。市民の皆様にとって、個々の会員にとって、弁護士会事務局や個々の事務所の事務局にとってどのようにすれば最適になるかという観点から、現行の制度の中で、不具合があるものについては改正し、重要な意義があるにもかかわらず停滞しているものがあつたら活性化していくと思っております。

具体的に現在念頭にあるのは、土曜法律相談です。これは、静岡県弁護士会において、2018年度（平成30年度）から始まった制度ですが、土曜日に弁護士の法律相談に行きたいというニーズはあるはずなのに、現在のところ、静岡、浜松、沼津の3支部ともに利用数が低迷しております。これを上記の観点から考察して、皆様に利用しやすい制度にしていきたいと思っております。

諸先輩方が仰っているとおり、私も、これまでの25年間育ててくれた静岡県弁護士会に対する恩返しの気持ちでいっぱいです。

大変な任務であることは重々承知しておりますが、どうせやるなら目一杯楽しんでやっていきたいと思っております。

どうか一年間宜しくお願い申し上げます。



# 問題ある刑事再審法を改正しましよう！！



刑事裁判における再審とは何ですか？

刑事裁判とは、罪を犯した疑いのある人が有罪か無罪か、有罪の場合にはどの程度の刑罰を与えるのかを判断する手続です。そして、刑事裁判における再審とは、誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者の救済を目的とする制度です。

なぜ再審制度が必要ですか？

刑事裁判で確定した判決も、常に正しいとは限りません。裁判での証拠や証言に間違いが生じ得ますし、また、裁判官の判断も人間が行うことですので間違いが生じ得るからです。そこで、それらの判断の間違いを訂正し、えん罪被害者を救済するために、裁判のやり直しとなる再審制度が必要です。



現在の再審制度には、どのような問題がありますか？

①現在の日本の法律（刑事訴訟法）には、再審については再審の請求等に関する19ヶ条しか定められていません。具体的にどのように審理して判断するのかという手続について十分なルールがなく、審理も原則非公開で、担当する裁判官によって審理の仕方もバラバラで、手続が進まないこともある「再審格差」が生じています。また、②再審請求審（やり直しの裁判を始めるかを決める手続）では、検察官の手元にある証拠がどのようにすれば開示されるのかに関する規定がなく、手続の長期化を招き、真実解明を妨げています。さらに、③再審を開始する決定等がなされても、検察官がこれらに対する抗告（再審開始決定等に不服を申し立てること）等を繰り返すことで、再審公判（やり直しの裁判）が実際に開始されるまでに長期化するという問題があります。

再審手続にはどのような改正が必要ですか？

①手続を明文化し、審理を公開することで「再審格差」をなくす、②記録や証拠品の保管・管理に関する規定を整備し、再審請求人への証拠開示をルールで定めることで再審請求人が適正に証拠開示を受けられるようにする、③検察官による抗告を禁止することで、えん罪被害者を速やかに救済するといった改正が必要です。



実際に、再審手続が問題となった事例はありますか？

静岡県内では現在から58年前、静岡県旧清水市で一家4人が殺害された袴田事件で、事件から44年も経った2010年9月に初めて検察官手持ち証拠の一部（約600点）が開示されたことで、袴田巖さんがえん罪であることを疑わせる重要な証拠の存在が確認されました。そして、検察官が、再審開始決定に抗告等を繰り返したこと、2014年の再審開始決定から2023年に再審開始決定が確定するまでに9年もの年月がかかりました。

さらに、静岡県内では、現在から70年前、島田市内の幼稚園から女児（6歳）が行方不明となり、3日後に山林内で遺体が発見され、強姦致傷罪、殺人罪に問われた赤堀政夫さんの島田事件もあります。赤堀さんは、1954年5月に逮捕され、1960年12月に死刑が確定した後、3度に及ぶ再審請求を全て排斥された後の第4次再審請求において、1986年5月に東京高裁で初めて再審開始決定を受けました。赤堀さんは、1989年1月に無罪判決を受けて釈放されるまで35年もの長期間、身体拘束を受けました。

また、県外では「名張事件」「大崎事件」「日野町事件」等多くの事件において、検察官が抗告をすることで再審開始決定が確定しない状態が長期間続いています。そして、「名張事件」は、再審開始決定が確定しない状態が長期間続いただけでなく、再審請求人が途中で死亡してしまったために、最終的に再審開始決定が取り消されました。

日本弁護士連合会（日弁連）や静岡県弁護士会ではどのような活動を行っていますか？

日弁連は、これまで再審制度の運用改善、法改正の必要性を指摘してきましたが、2019年10月の日弁連が主催する人権擁護大会で再審法の速やかな改正を求める決議を採択し、その実現に向けて、2022年6月に「再審法改正実現本部」を設置するなど、再審法改正に向けた各種取り組みをしています。ご興味がある方は、右上のQRコードから確認してください。

静岡県弁護士会は、2023年2月22日に「刑事再審法の速やかな改正を求める決議」を採択しました。また、県知事や県内各市町の首長、県内選出の国会議員、県議会や市町議会の議員に再審法改正への賛同を要請するなど、再審法改正に向けた各種取り組みを行い、静岡県議会、三島市議会、下田市議会では、再審法改正を求める意見書が可決されました。静岡県弁護士会では、2024年3月に、再審法改正実現プロジェクト・チームを立ち上げ、その他の市町議会にも意見書の可決を働きかけ、意見書を国会や内閣総理大臣等に提出してもらうなど、再審法改正に向けたより強力な活動を展開していく予定です。

皆様におかれましても、ぜひこういった運動へのご賛同をよろしくお願いいたします。



# 各種法律相談のご紹介

2024.4.1現在

新型コロナウイルスの流行状況により各種相談に変更がある場合があります。  
まずは、最寄りの弁護士会各支部宛までお問い合わせ下さい。

新型コロナウイルスに関する無料電話相談実施中！  
TEL054-204-1999 又は弁護士会ホームページで受付

## 一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が交代で相談を担当しております。

■相談時間 30分間 ■相談料金 5,500円（税込）  
民事法律扶助制度（資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度）の利用も可能

### ■相談日時

- 静岡支部 毎週月曜日から金曜日  
午前10時～12時 午後1時～4時
- 浜松支部 每週月曜日から金曜日  
午前9時45分～12時  
月・水・金曜日 午後1時～5時
- 沼津支部 每週月曜日から金曜日  
午後1時～3時30分
- 掛川法律相談センター  
※浜松支部にお問い合わせ下さい。
- 下田法律相談センター  
※沼津支部にて予約受付 每週金曜日 午後1時～4時



静岡・浜松・沼津では、原則第3土曜の午前も相談を実施中！  
予約は平日お電話で。

## 高齢者・障害者相談 無料

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスをいたします。

相談申込に応じ、担当弁護士をご紹介いたします。

■相談時間 60分まで

### ■相談日時

- 静岡支部 毎週水曜日 午後1時～4時
- 浜松支部 每週金曜日 午後1時～4時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し原則として担当弁護士事務所で相談実施。

※出張相談（有料）も行なっておりませんので、お問い合わせ下さい。

※高齢者を対象とした無料電話相談も行なっております。

県弁護士会の最寄りの支部にお申し込み下さい。

## 犯罪被害者相談 初回無料

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。犯罪被害者支援に精通した弁護士が、犯罪被害に関する全般的な相談（刑事手続参加、加害者対応等）をお受けいたします。

■相談時間 30分程度

### ■相談日時

- 静岡支部 ●浜松支部 ●沼津支部  
相談申込に応じ、担当弁護士と協議し相談日時を決定（場所は原則として担当弁護士事務所）

## 交通事故相談 ((公財) 日弁連交通事故相談センター※) 無料

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスをいたします。公益財団法人 日弁連交通事故相談センターが運営する事業です。※当センターは、国（国土交通省）からの補助金、日弁連・弁護士・関係団体や皆様方からの寄付金などで運営されています。

■相談時間 30分間

■相談料金 無料

■相談日時 右のとおりです。詳しくは、担当の支部（静岡相談所→静岡支部、浜松・掛川相談所→浜松支部、沼津・三島・伊東・下田相談所→沼津支部）へお問い合わせ下さい。

## クレジット・サラ金相談 無料

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。  
破産・再生・任意整理（過払い金返還請求を含む）等の借金整理のための手続についてアドバイスをいたします。

■相談時間 30分間

### ■相談日時

- 静岡支部 毎週月・水曜日 午前10時～12時  
毎週火・木曜日 午後1時30分～4時  
毎週金曜日 午前10時～12時  
午後1時30分～4時
- 浜松支部 毎週月・水・金曜日 午後1時30分～5時  
毎週火・木曜日 午前10時～12時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し原則として担当弁護士事務所で相談実施。

## 労働と生活に関する相談 初回無料

解雇や賃金未払い等の労働問題（労働者の方からのご相談に限ります）、生活保護及びこれに関連する問題を対象とした相談です。相談申込に応じ、担当弁護士をご紹介いたします。

■相談日時 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し、原則として担当弁護士事務所で相談実施。

## 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲介役を務める『あっせん・仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

## 当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたの家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談をお受けいたします。

また、希望があれば、弁護の依頼もお受けいたします（有料）。

資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度（資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度）のご利用も可能です。

## 申込方法

弁護士会各支部への電話又はインターネットにて申込み

### ■電話受付時間

平日 午前9時～12時、午後1時～5時

当番弁護士・当番付添人についてのみ、  
土日・祝日、時間外は、留守番電話による受付をいたします。



## 静岡支部 無料

静岡相談所 每週月・水曜日 午後1時30分～4時、  
毎週火・木曜日 午前9時30分～12時

浜松相談所 每週火・木曜日 午後1時30分～4時  
掛川相談所 每月第1水曜日 午後1時30分～4時  
沼津相談所 每週月・水・金曜日 午後1時～3時30分  
三島相談所 每月第2火曜日 午後1時～3時30分  
伊東相談所 每月第3火曜日 午後1時～3時30分  
下田相談所 每月第4月曜日 (変更有)  
午後1時～3時30分

## 浜松支部 無料

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008

## 沼津支部 無料

〒430-0929 浜松市中央区中央1-9-1 TEL.053(455)3009

## 沼津支部 無料

〒410-0832 沼津市御幸町24-6 TEL.055(931)1848